

所得税の確定申告等申告受付・相談

市役所 すこやかセンター 2階 会議室 1

期間 3月17日(月)まで (土・日曜日、祝日を除く)

時間 受付 8:30～12:00 / 13:00～15:30
相談 9:00～12:00 / 13:00～16:00

市で受け付けられない相談

次の相談は市で受け付けることができません。

イオンモール成田で相談してください。

- 令和5年分以前の申告(過年分)
- 住宅借入金等特別控除(初めて受ける人、連帯債務のある人)の申告
- 営業や農業などの事業収入や不動産収入が500万円以上の申告
- 事業を開始して初めての申告
- 青色申告 ○配当所得の申告
- 譲渡所得(土地、建物、株式、会員権の売却など)の申告
- 災害の控除(台風災害などに係る雑損控除なども含む)の申告
- 贈与税、消費税の申告、準確定申告(亡くなった人の申告)

※上記の場合以外でも、内容によってイオンモール成田を案内することがあります。

イオンモール成田 2階 イオンホール<成田市ウィング土屋 2>

期間 3月17日(月)まで
(土・日曜日、祝日を除く ※3月2日(日)は実施)

時間 9:00～16:00
※9:00～10:00は「2階C入口」から入ってください。

イオンモール成田で受け付けられない手続き・相談

次の手続き・相談はイオンモール成田で行ってありません。
直接税務署で手続き・相談してください。

- 相続税の相談 ○国税の納付 ○開示請求
- 納税証明書の請求・発行、申告書の閲覧サービス

成田税務署 1階総合窓口<成田市加良部 1-15>

期間 3月17日(月)まで (土・日曜日、祝日を除く)

時間 8:30～17:00

3月17日(月)までは税務署窓口では確定申告書の作成・相談はできませんので、イオンモール成田を利用してください。

来庁時のお願い

- 収入金額・必要経費と各種控除の書類を整理して、持参してください。
- 農業者や事業者などは収支内訳書を事前に作成してください。
- 書類が整っていないと受付できない場合があります。

当日 8:20 時点で抽選 午前 40 人・午後 40 人

- 所得税の確定申告相談受付の順番は、当日 8:20 の時点で複数の来場者がいた場合「抽選」により決定します。
- 防犯の面からも、午前 8 時前からのご来場は控えてください。受付・相談開始目安時間は、会場に掲示します。時間によっては一時帰宅も可能です。
- 抽選後(8:30以降)に制限人数に達しない場合は、そこから受付時間内での先着順とします。
- ※受付は、午前 40 人・午後 40 人の人数制限を行っています。午後の受付が午後から始まるというわけではなく、制限人数に達した時点で受付を終了します。

入場整理券は LINE で事前発行が便利!

○会場内の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要。なお、入場整理券の配布状況に応じて、受付を早めに締め切る場合があります。

○入場整理券は、当日会場で配布するほか、LINE アプリで事前に入手することが可能です。

LINE アプリでの事前発行では、国税庁 LINE 公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。

国税庁公式 LINE アカウント



市民税・県民税の申告受付・相談

市役所 すこやかセンター 2階 会議室 1

期間 3月17日(月)まで
(土・日曜日、祝日を除く ※3月2日(日)は実施)

時間 8:30～12:00 / 13:00～17:00
※3月2日(日)のみ
9:00～12:00 / 13:00～16:00

■郵送提出の場合
〒286-0292 (住所不要)
富里市課税課市民税宛宛て

医療費控除を受けるためには

医療費控除または医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければなりません。

なお、領収書は提出を求められることがありますので、5年間保管する必要があります。

※医療保険者から交付された医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。)

国民健康保険・後期高齢者医療保険の所得申告

- 所得税の確定申告や市民税・県民税の申告が必要のない人でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税義務者は、世帯に属する加入者についての所得や控除などの申告をしなければなりません。
- 申告の内容は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置や、高額療養費の支給などの判定基準となります。申告がないと軽減措置などを受けることができなくなりますので、世帯に収入がなく申告されていない人がいる場合は、市民税・県民税の申告をするようにしましょう。

問い合わせ先

- 国保年金課国保班 ☎(93) 4083
- 国保年金課高齢者医療年金班 ☎(93) 4085

自己負担額が軽減されます 高額医療・高額介護合算療養費の申請を

年単位で「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その世帯合計が限度額を超えた場合、その限度額を超えた金額が支給されます。対象者は、忘れずに手続きをしてください。

問い合わせ先

- 国保年金課 高齢者医療年金班 ☎(93) 4085
- 国保年金課 国保班 ☎(93) 4083
- 高齢者福祉課 介護保険班 ☎(93) 4980

自己負担限度額(年齢)

70 歳未満の人

所得区分(基礎控除後の総所得金額等)	限度額
901 万円超	212 万円
600 万円超 901 万円以下	141 万円
210 万円超 600 万円以下	67 万円
210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

70 ~ 74 歳の人

後期高齢者医療制度で医療を受ける人

所得区分 (課税所得)		限度額
現役並み 所得者	Ⅲ (690 万円以上)	212 万円
	Ⅱ (380 万円以上)	141 万円
	Ⅰ (145 万円以上)	67 万円
一般		56 万円
住民税 非課税	低所得者Ⅱ (※ 1)	31 万円
	低所得者Ⅰ (※ 2)	19 万円

※1 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人(低所得者Ⅰを除く)

※2 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

■算定期間 令和5年8月1日~令和6年7月31日

■通知対象者

支給対象になる人で後期高齢者医療保険または富里市国民健康保険に加入している人には、令和7年3月から4月頃に通知を発送します。通知に基づき、国保年金課の窓口で手続きをしてください。

■通知されない人 ※加入中の医療保険窓口にお問い合わせください。

- 社会保険などに加入中
- 令和5年8月1日~令和6年7月31日に他市町村から転入した人や医療保険が変わった人

■注意事項

- 自己負担額には、食費や居住費、差額ベッド代などは含まれません。
- 70 歳未満の人の医療費は、1 ヵ月 21,000 円以上の自己負担額を合算の対象にします。
- 負担限度額を超えた金額が、500 円以下のときには支給されません。
- 70 ~ 74 歳の人と 70 歳未満の人が混在する場合の支給額
 - ① 70 ~ 74 歳の方の自己負担合算額から 70 ~ 74 歳の方の限度額を差し引く
 - ② ①の額に 70 歳未満の方の自己負担額を合算する
 - ③ ②の額から 70 歳未満の方の限度額を差し引く